

児童扶養手当「現況届」の

提出期限は8月31日(月)です

8月は「児童扶養手当現況届」の提出月です。

役場から郵送する現況届に必要な事項を記入し、必要な書類を揃えて、必ず受給者本人が役場住民福祉課(白水庁舎)へお越しください。提出の際に、担当者が近況の聞き取りを行います。

現況届の提出が遅れると、8月以降の手当が支給されなくなりしますのでご注意ください。

【児童扶養手当の受給要件】

次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している父または母、または父母に代わってその児童※を養育している人(児童と同居、監護し生計を維持している人)が受給できます。

※「児童」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童または、政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童

①父母が婚姻を解消した児童

②父または母が死亡した児童
(遺族補償を受けることができる場合は対象となりません)

③父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童

④父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童

⑤父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(※注意) 手当金額は、所得で決定するため①～⑤に該当しても手当が受けられない場合があります。

【受給手続き】

役場住民福祉課で相談のうえ、手続きしてください。

【必要な書類】

- ①児童手当認定請求書
- ②請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本
- ③請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票

④請求者と対象者の預金通帳の写し、保険証の写し

※お知らせ

「児童手当」の現況届を提出していない人は、至急提出してください。



〈提出先・問い合わせ〉
役場 住民福祉課福祉係
Tel (62) 9195

一人で悩まずご相談ください

性暴力被害にあわれた方などを支援するためのサポートセンターを開設しました。

女性相談員が電話やメールでの相談に対応し、必要に応じて医療機関などへの付き添い支援も行います。相談・支援は無料です。

【ゆあさいどくまもと】

- 24時間ホットライン Tel.096(386)5555
※12月28日午後10時～1月4日午前10時を除く
- メール your-side@k-v-support.jp

〈問い合わせ〉県 ぐらしの安全推進課
Tel.096(333)2293



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

お母さんのための 「再就職実践コース」受講者募集!

県では、出産・子育てなどによる就業ブランクの不安を解消し、働きたいお母さんの再就職を応援するため、再就職に役立つパソコン講習や再就職準備セミナーなどの講習会を開催します。

受講要件や申込書様式などは、県ごと相談・支援センターのホームページに掲載しています。

くまジョブ

検索

- 申込期限 8月24日(月)必着
- 受講料 無料
※教材費自己負担
※託児付き

〈問い合わせ〉県 しごと相談・支援センター
(愛称: くまジョブ)
Tel.096(351)0500